

I 第19回WG・第20回WG (通関合同、海上物流等)の意見等報告

平成27年12月9日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



1. 第19回WGの意見等報告（1）

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	資料2	マイナンバー（法人番号）に係る対応<3>	<p>（意見）（海上 物流等WG委員） マイナンバー（法人番号）が輸出入者コードとなれば、JASTPROコードの更新をしない輸出入者が出てくるものと考えられ、英文による社名入力から、マイナンバー（法人番号）を検索する機能は、NACCSとして必須と思われる。</p> <p>（意見）（海上 通関WG委員） ①「法人番号情報照会（IIE01）」業務で会社名からNACCSで法人番号がわかるようにして頂きたい（国税庁のサイトで検索するのは時間の無駄。） ② 法人番号のある会社に関しては、税関発給コードが次期NACCSでも継続して使用できないか。今まで無料だったのに今後社名変更になった際に、通関業者の手間を無くすためにJASTPRO（有料）に入り変更するというのは、輸出入者も承服しかねる可能性がある。 ③ 従来の輸出入者コード（税関発給、JASTPRO）と法人番号の紐づけ（有料）の依頼をJASTPRO等からお願いできないか？②でも記載したが通関業者の手間を無くすために、輸出入者が紐づけの依頼（有料）をしない可能性がある。 ④ 法人番号と従来の輸出入者コードを紐づけた場合、今までの税関システム内の通関の実績のデータも紐づけるのか？また、税関発給コードからJASTPROに変更した場合も過去の蓄積は生かされるのか？生かされなければ審査区分が「2」「3」となりスムーズな通関ができにくくなることを懸念する。</p> <p>（意見）（関係団体）（海上 物流等WG委員） ① 現在の税関発給コード利用荷主に対して、 ・ 関税消費税の延納・口座利用不可 ・ NACCSにおける他法令届出不可 ・ 回避策は有償JASTPRO登録のみ となると、税関発給コード利用荷主の不利益だけでなく、通関業者の業務運営にも支障が出ることとなる。税関発給コード利用者に対する不利益が無い様、改善を望む。 ② 税関発給コードによる口座利用が不可となると、現状でも行われているが、通関業者等がリアルタイム口座を利用して関税等を立替えるケースが増加する懸念があるのではないかと？ ③ 通関業者等がリアルタイム口座を利用して関税等を立替える事は不可能となるのか？</p> <p>（意見）（航空 通関・物流等WG委員） NACCS登録の有無に関わらず法人番号による申告が必須であれば、運用は困難と考える。また、昨今の情報漏えいへの危惧から、輸出入者への確認行為自体が出来ないケースも発生すると思われるため柔軟な運用が必要と考える。</p> <p>（意見）（関係団体） ① 2017年10月から法人番号を入力する企業は、法人番号、英語表記のない社名、住所だけの国税庁DBでの運用になるが、国税庁DBは法人番号を入力しても社名が表示されない、また社名、住所の英語表記が登録されない仕様となっているため、通関業者の誤入力に繋がるリスクが極めて高いことが懸念される。 ② 申告控だけではなく、許可通知の出力情報に関しても、変換後の法人番号とともに入力したJASTPROコードを表示していただきたい。 ③ 現在、商社各社は一般申告とAEO申告について、JASTPROコードを複数使い分けて運用しているが、JASTPROによるJASTPROコードと法人番号は1：1で紐付けるとのことだが、どのように紐付けていくのか。</p> <p>（意見）（関係団体）（航空通関WG委員） WGでも話が合った通り輸出入者コードとして法人番号を導入することについては、ソフトランディングさせる必要があり、2年後の更改時点からマイナンバー記載を義務化するのではなく、一定期間（数年）の暫定期間が必要だと考える。なお、この間、JASTPRO番号と税関発給コードは併用できる期間とし、無符号も対応可能とし、そのうえでマイナンバーが社会に十分に根差したと思われる時期を見て義務化に移行させるよう検討願いたい。</p>	<p>今回のWG「マイナンバー（法人番号）に係る対応<4>」においてご提案致しました。</p>

1. 第19回WGの意見等報告（2）

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
2	—	申告識別符号（個人あて等）	(意見) (航空 通関・物流等WG委員) 申告識別符号（個人あて等）の提案が見直し予定のまま保留されているが、どうなっているのか。	今回のWG「マイナンバー（法人番号）に係る対応<4>」においてご提案致しました。

2. 第20回WG（通関合同、海上物流等）の意見等報告

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	資料2	マイナンバー（法人番号）に係る対応<4>	<p>（意見）（関係団体）（海上通関WG委員） 法人番号を入力して事項登録を行った時、入力控上の輸出入者情報（英文）は紐づけされたものが自動補完され表示されたのか、社名等を手入力したもののなにかを紙面で解かるマークなどを付けて頂きたい。</p> <p>例：自動補完にて輸出入者名が表示された場合は、名前の右側に（*）が表示され、手入力の場合は（ブランク）になるとか。</p> <p>上記要望の理由は、通関士が輸出入者のチェックをする際に法人番号からの自動補完であれば、入力控に表記された輸出入者名をチェックするだけで正しい会社か判別できますが、手入力にて社名など入力された場合は、入力した法人番号が本当に正しいのか、社名のタイプミスが無いのかの二点を、チェックする必要が生れるため。</p> <p>（意見）（関係団体）（海上通関WG委員） 入力控等に出力された輸出入者名と住所が自動補完されたものなのか、手入力したものなのかを区別できるような表示してほしい。 現状では、輸出入者コードがないものは輸出入者名、住所が手入力されたものであることが明確であるが、平成29年10月以降は法人番号が存在しても輸出入者名、住所を手入力するものが存在する為、書類審査をする際に輸出入者名と住所が自動補完されたものか、手入力されたものかが区別できなくなる。</p> <p>（意見）（航空通関WG委員） 法人番号対応について、IIE（輸出入者情報照会）の検索結果に法人番号に関する情報（和名等）が追加されることは歓迎できる。 通関士審査の観点から、社名及び住所の自動補完の無い法人番号を入力した事項登録（IDA/EDA等）の出力情報に法人番号に関する情報（和名等）が出力されているほうが利便性が高い（IIEを併用しないで済む）との意見がありました。 NACCSに登録がない法人番号が少なからず発生する仕組みであるため、検討をお願いします。</p> <p>（意見）（海上物流等WG委員） JASTPROコードが将来的にも存続するのであれば、輸出入者コードをマイナンバー（法人番号）に移行する必要性について疑問を感じます。移行する意義について、ご教授をお願い致します。</p> <p>（WG時の意見）（海上通関WG委員） IDA時に法人名を確認するための手段として、IDAに、例えば、法人番号確認要否欄等を設け“Y”を入力した場合は、法人番号DBにある社名等を紙で出力することは出来ないか。それでチェックを行えば、間違いが減るのではないかと考える。</p> <p>（WG時NACCSセンター事務局回答） ⇒ 確認を行う手段を提供するとすれば、例えば、IDAの入力画面に業務リンクを設けてIIE（輸出入者情報照会）業務にリンクするというのも現実的な対応として考えられる。いずれにせよ、ご要望は承ったので検討をさせていただきます。</p>	第21回航空・海上輸出入通関（合同）WGにおいてご回答致します。